令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省4(Ⅷ−1−3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	体が連携し 基本目 施策	ンて地域の課 標Ⅲ:ナショブ 実現や安 を大目標1:地	題に取り組む ナル・ミニマル 安心の確保等 地域住民の様	域住民の複合・複雑化む体制を整備すること(む体制を整備すること(ムを保障し、社会変化に 等を図ること ま々なニーズに対して、は 主体の参加・協働を促し	施策目標Ⅷ- ニ対応した福祉 地域の関係機	·1-3) 业サービスを提供する 幾関が連携して、必要	るとともに、自立し	した生活の	担当 部局名	社会∙援護局	作成責任者名	地域福祉課長 田仲 教泰		
	・介護、障・介護、障・介護、障拠点を開きを関する。 ・複数の相 ・支援を必ずる。 ・相談を記述を必ずる。	【包括的支援体制の整備】 ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等必要な取組を行う。 ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う 拠点を開設する等の取組を行う。 ・複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を行う。 【ひきこもり支援の推進】 ・支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を基礎自治体へ拡充。 ・相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設。 ・国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。												
施策の概要	・ 刑又は													
	· 成年後 和4年3月	【成年後見制度】 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令 和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進~」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの 推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。												
施策実現のための背景・課題	・成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和3年12月末時点で約24万人。 ・ 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。													
				達	或目標				達成目標の設定理由					
	目標1	推進、市民	後見人等の	擁護支援の地域連携ネウ担い手の育成、総合的 向けた取組を行う。					全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。					
				達/							達成目標の設定	理由		
各課題に対応した達成目標	目標2	┙域生活課題	頭を抱える地	談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅰ 地域住民及びその世帯に -一体的かつ重層的に繋	対する支援				地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の整備が重要であるため。					
				達	或目標				達成目標の設定理由					
	目標3	7 トラニ キ・レトト	大能にある		けず 相談しと	5すい晋愔づくいた@3	進するため ハヨ	 をこま,いまま	┃ ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援					
	(課題3)			こもり支援ステーション(= / 4/24/, 0.0	,一〇万四极		ンター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。				
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に〇を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	平成30年	年度ごとの目標 年度ごとの トライン 中度 中の 1 中)実績値	令和4年		測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
中核機関を整備した市町村数 (アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、権利 擁護センター等を含む数値を記載した。	-	-	1,741市町 村	「 令和6年度	— — 492市区町 村	前年月 (589市 町村)以 「589市区町 678市区 村 (R1.10.1時 (R2.10. 点) 点)	方区 1,741 市区 以上 町村 区町 836 市区町 村	1,741市町村	本指標については、成元、令和4年3月に第一元、令和4年3月に第一日で設定している。 また、第二期成年後ネットワークづくりの推 利擁護支援策の充実 善等に向けた取組を行		†画に係るKPIと 第二期 には、地域連携 事項と 成、総合的な権 また、 制度の運用改 として	明成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む :して、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 第二期計画では、中核機関は権利擁護センターを含まないもの いる。		

1

2	リーフレット等による 成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 (アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、権利 擁護センター等を含む数値を記載し た。	-	-	1,741市町 村	令和6年度	— 470市区町 村 (H30.10.1 時点)	村	前年度 (559市区 町村)以上 642市区町 村 (R2.10.1時 点)	町村 808市区町 村	/	同上	同上
3	市町村計画の策定・第二期計画に基づ く必要な見直しを行った市町村数 (アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、市町 村計画を策定した市区町村数を記載し た。	-	-	1,741市町 村	令和6年度	- 60市区町 村 (H30.10.1 時点)	村	前年度 (134市区 町村)以上 285市区町 村 (R2.10.1時 点)	町村 829市区町 村		同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む 事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。
4	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) ※令和3年度までの実績値には、後見 人等向けの意思決定支援研修が実施 される都道府県の数を記載した。	-	_	47都道府 県	令和6年度			_ 	47都道府県	47都道府 県	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む 事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実 施するものとしている。
	市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備			前年度以		_	_	県 前年度 (85.4%)以 上	県 前年度 (94.0%)以 上	前年度 (93.6%)以 上	・ 令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。	前年度実績値以上として設定する。 第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む
5	研修」の受講者を対象とした研修の満足度(アウトカム)	_	_	上の満足 度(%)	毎年度	_	85.4%	94.0%	93.6%		 この研修の受講者の理解を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したもの。 また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の満足度を目標値として設定している。 	
6	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定を行った都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府 県	令和6年度	_	_	_	_	県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしており、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。	
						_	_	_	_			
7	担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府 県	令和6年度		<u> </u>		<u> </u>	47都道府県	同上	同上
8	市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府 県	令和6年度		_ 	_ 	_	47都道府県	同上	同上
9	協議会を設置した都道府県数(アウトプット)	-	-	47都道府 県	令和6年度	_ 		<u> </u>	_	47都道府	同上	同上
10	リーフレット等による任意後見制度の周 知を行っている市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町 村	令和6年度	_ 	<u> </u>	<u> </u>	_	1,741市町村	同上	同上
11	成年後見制度利用支援事業の適切な 実施のための必要な見直し等の検討を 行った市町村数(アウトプット)	-	-	1,741市町 村	令和6年度	_ 	<u> </u>	<u> </u>	_	1,741市町村	同上	同上

12	重層的支援体制整備事業の実施自治 体数(アウトカム)	-	-	対前年度 比で増加	毎年	∓度 -			42市町村 42市町村	前年度出増		事業は包括的な支援体制を整備すること自体が
13	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置数(アウトカム)	_	_	167自治体	令和4	4年度	<u> </u>	<u> </u>		167自治体	拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なとこ 都市(67自治体)に設け	爰ステーションを基礎自治体に設置を推奨し、新
(参考技	平成30年 令和元年 令和3年 令和4年 令和4年 選定理由											
	成年後見制度利用者数						218,142人	224,442人 232,287人	239,933人			
	認知症高齢者数						_		_		で成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況な断すべきものであり、同制度の潜在的需要を推計することはできないため、充足率を指標とする	らことは不適当である。
14	知的障害者数				_	— 96.2万人	ちについて、本人の権利を守る援助者(「成年後 立高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実					
	精神障害者数											
	達成手段1 (開始年度)	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度	関連する 指標番号				達成	だ手段の概	要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	成年後見制度利用促進体制整備推進 事業 (令和元年度)		358百万円 189百万円	319百万円	1~3	見人、親族征	の整備やī 後見人への の整備やī	2022-厚労-21-0767				
(2)	成年後見制度利用促進体制整備研修 事業 (令和元年度)		32百万円 20百万円	60百万円	5		及び市町村 や市区町村	2022-厚労-21-0777				
(3)	後見人等への意思決定支援研修 (令和2年度)		55百万円 29百万円	_	4		に対する意 支援研修を に資する。	2022-厚労-21-0779				
(4)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)		143百万円 85百万円	123百万円	1~2		しや補助・保 り、任意後り	2022-厚労-21-0780				
(5)	成年後見制度利用促進への影響等現 状調査及び支援ニーズ推計等事業 (令和3年度)	33百万円	33百万円 32百万円	11百万円	-	整備スケジュ 定程度明ら	かとなること :は、新型コ	2022-厚労-21-0783				
(6)	重層的支援体制整備事業交付金(令 和3年度)	23,190百		能を強化する ・ 具体的に ① 介護、関	る補助を加 :は、以下を き害、子ども 応じる等必	え、一体的に執行できる :行う。 5・子育て、生活困窮分里	「重層的支持 ほおける相	爰体制整備 談支援事業	子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機事業交付金」を交付。 事業交付金」を交付。 「参一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括で2ンターの運営 38.5/100、障害者相談支援事業 50/100以内、利用者支援事業 2/3以内、自立相			
		_	万円 7,012百万 円			② 介護、障課題の発生防活動支援盤づくり事業 ③ 複数の様支援を一体	の防止又は 事業 25/10 (1/2以内) 相談支援機					
(7)	重層的支援体制整備事業への移行準 備事業(令和3年度)		3,669百万 円 2,775百万 円	2,760百万 円	12	・令和3年度 働、アウトリー・ ・具体的には 行に向けた。	ーチ等を通 は、介護、障	2022-厚労-21-0767				
(8)	重層的支援体制構築に向けた都道府 県後方支援事業(令和3年度)	_ 	282百万円	133百万円	12	村の取組状	況の把握や	复合化した支援ニーズに や研修等を通じた市町村 削整備の後方支援の取糸				

	(9)	ひきこもり地域支援センター等の窓口 周知・広報 (令和2年度)	10百万円 — 1 10百万円 — 1				・「情報のアウトリーチ」として支援が必要な素材の提供や自治体の好事例の展開を行うる情報を届ける意味もある。 ・ 具体的には、ひきこもり地域センターや生	ようとする意欲を喚起す	-					
-				148百万				t功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知 		1. 集中的な情報発信				
	(4.0)	ひきこもりに関する地域社会に向けた	_	円	140 = = = =	10	活動を実施する。具体的には、多くの方の注	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により状況が変化する中においても支援が着実に実施されるよう、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信 活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、 きこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定(シンポジウムなどはオンラインによる開催を想定)。						
	(10)	(令和3年度) ひきこもり地域支援センター職員等へ	_	98百万円	· 148百万円	13	ひきこもり交援ホーダルサイトの連営などによるひきこもりへの理解促進を図るとともに、支	ことに寄与するもの。	2022-厚労-21-0784					
	(11)		_	_	- 15百万円	13	・ひきこもりに関する支援を必要としている方 心情を理解した上で寄り添った支援を行うこと	2022-厚労-新22-0028						
		の人材養成研修	-	_				、材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。						
					令和2年度		令和3年	度	令和4年度					
	施策の予算額(千円) 		4,675,327,012				4,324,874,	172	3,520,434,259 政策評価実施予定 時期		令和8年度			
		施策の執行額(千円)		;	3,871,406,10	8	3,819,934,	766						
						施政方針》	演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
	施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			常国会 衆詞	養院厚生労 働	 动委員会厚	「生労働大臣所信表明 「生労働大臣所信表明	令和4年2月25日	令和4年2月25日 成年後見制度の利用促進については、来年度からの第二期基		策定と着実な実施に取り組みます。			